

## 2026 年度大学院入学者選抜（第Ⅱ期募集）博士後期課程の出願資格審査について

### 1 出願資格

- ① 修士の学位を有する者又は 2026 年 3 月までに修士の学位を取得する見込みの者
- ② 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者又は 2026 年 3 月までに修士の学位に相当する学位を取得する見込みの者
- ③ 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示 118 号）  
※大学を卒業し、大学・研究所等において、2 年以上研究に従事した者で、本学において、当該研究の成果により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められたもの等
- ④ その他本学において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

### 2 出願資格審査

#### (1) 申請者の取得学位

経営管理修士（専門職）

※専門職大学院については、2 頁「専門職大学院の概要（文部科学省ホームページより）」のとおり

#### (2) 出願資格審査関係規定

8 頁「出願資格審査関係規定」のとおり

#### (3) 申請書類

別添「要回収」資料のとおり

## 専門職大学院制度の概要

専門職大学院は、科学技術の進展や社会・経済のグローバル化に伴う、社会的・国際的に活躍できる高度専門職業人養成へのニーズの高まりに対応するため、高度専門職業人の養成に目的を特化した課程として、平成15年度に創設。

### 学校教育法上の目的

(大学院及び専門職大学院の目的)

第九十九条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。

### 制度の概要

#### (1) 標準修業年限

- ・ 2年（法科大学院は3年）

#### (2) 修了要件

- ・ 30単位以上 ※法科大学院は93単位以上、教職大学院は45単位以上が基本
- ・ 一般の修士課程と異なり、論文作成を必須としない

#### (3) 教員組織

- ・ 必要専任教員中の3割以上は実務家教員（\*）

※法科大学院は2割以上、教職大学院は4割以上

#### (4) 教育内容

- ・ 理論と実務を架橋する実践的な教育を実施
- ・ 事例研究や現地調査を中心に、双方向・多方向に行われる討論や質疑応答等が授業の基本

##### ①フィールドワーク

設定したテーマに関わる代表的な実践事例について、実地調査を行う。

##### ②ワークショップ

設定したテーマに即した事例を学生がそれぞれに持ち寄る。教員は、それら事例の発表を土台として、それらの背景等についての分析・考察を導く。

##### ③シミュレーション

授業テーマ等に関わる条件を設定し、その条件下において想定できるモデルプランを示し、その企画立案・効果等についての検証を行う。

##### ④ロールプレイング

ある条件を設定し、その条件下で学生に役割（例えば批判する側と推進する側等）を割り当てて事例の検討を行う。

#### (5) 学位

- ・ ○○修士（専門職）（例）経営管理修士（専門職）、会計修士（専門職）等

#### (6) 認証評価

- ・ 教育課程や教員組織等の教育研究活動の状況について、文部科学大臣より認証を受けた認証評価団体の評価を5年以内ごとに受審することを義務づけ、教育の質保証を図る仕組みを担保。

(\*) 実務家教員：専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（専門職大学院設置基準第5条第4項）

## 修士課程との制度比較

		修士課程	専門職学位課程		
			専門職大学院	法科大学院	教職大学院
目的		研究者の養成 高度専門職業人の養成	高度専門職業人の養成		
標準修業年限		2年	2年	3年	2年
修了要件		30単位以上 修士論文作成 (研究指導)	30単位以上	93単位以上	45単位以上 (うち10単位以上は 学校等での実習)
専任教員	必置教員	—	修士課程を担当する研究指導教員数の1.5倍の数 + 研究指導補助教員数		
	兼務	学士課程及び一個の専攻に 限り、博士課程（一貫制又 は後期）との兼務可能	<p>〔恒常的措置〕 博士後期課程との兼務に加え、必置教員数のうち算定の基礎となる修士課程の必要教員数までの範囲内で学士課程との兼務可能</p> <p>〔移行措置〕 上記に加え、必置教員数のうち算定の基礎となる修士課程の必要教員数までの範囲内で修士課程等との兼務可能（新たに専門職大学院を設置する場合のみ設置後5年間）</p>		
実務家教員		—	3割以上	2割以上	4割以上
授業方法		—	<ul style="list-style-type: none"> <li>事例研究</li> <li>現地調査</li> <li>双方向・多方向に行われる討論・質疑応答</li> </ul>	①同左 ②少人数教育が基本 （法律基本科目は50人以下）	①同左 ②学校実習・共通科目：必修
教育課程連携協議会		—	社会（出口）との連携を強化する観点から、当該職業に関連する事業を行う者等（産業界等）の協力を得て、教育課程を編成し、円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会の設置を義務付け		
学位		修士（〇〇）	〇〇修士 （専門職）	法務博士 （専門職）	教職修士 （専門職）
認証評価		—	教育課程や教員組織等の教育研究活動の状況について、文部科学大臣より認証を受けた認証評価団体の評価を5年毎に受審することを義務付け、教育の質保証を図る仕組みを担保		

## 年度別専門職大学院数

※令和7年5月現在

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
114校	117校	122校	119校	118校	118校	117校	118校	119校	120校	121校

## 分野別専門職大学院数

分野	国立		公立		私立		株立		大学数 合計	専攻数 合計
	大学数	専攻数	大学数	専攻数	大学数	専攻数	大学数	専攻数		
合計	60	87	8	10	50	73	3	3	121	172
ビジネス・MOT	11	11	4	4	16	16	1	1	32	32
会計	2	2	1	1	8	8	1	1	12	12
公共政策	5	5	0	0	1	1	0	0	6	6
公衆衛生	3	3	0	0	3	3	0	0	6	6
臨床心理	2	2	0	0	2	2	0	0	4	4
法科大学院	15	15	2	2	17	17	0	0	34	34
教職大学院	47	47	0	0	7	7	0	0	54	54
その他 (知的財産等)	2	2	3	3	15	18	1	1	21	24

※ 1の大学で複数の専攻を設置している場合があるため、各分野の大学数の合計は全大学数の合計とは一致しない。  
 ※ 令和7年度より学生募集停止中の大学・専攻は除く。  
 ※ 知的財産分野の1専攻はその他に計上している。

## 専門職大学院の分野

※この他にも、情報、原子力等、多様な分野がある。

分野	概要	修了後の進路の例
ビジネス・MOT	経営戦略、組織行動、ファイナンス、マーケティング、技術・生産管理、情報システム等の科目により、経営分野のリーダーを養成。なお、MOT（技術経営）は、経営に技術的内容を融合した分野。	経営企画・CEO候補者、独立・社内ベンチャー起業者、先端技術戦略・政策立案者、幹部技術者等
会計	企業や行政機関等の会計並びに監査の担い手として、様々な専門知識や能力、ITへの対応力、論理的かつ倫理的な判断力などを備えた会計のプロフェッショナルを養成。修了者は、公認会計士試験の一部科目が免除される。	公認会計士、企業や行政機関等における会計専門家、コンサルタント等
公共政策	公共政策に関する総合的な能力（課題発見、分析・評価、立案等）を有する人材を育成。各種公務員試験の免除等はない。	国際機関、行政機関等における政策・立案従事者
公衆衛生	健康の保持・増進、疾病の予防等に関して指導的役割を果たす人材を養成。	公衆衛生行政担当者、企業等の健康管理専門家、病院の医療安全管理者、シンクタンク・NGO等のアナリスト等
知的財産	知的財産の創造、保護、活用を支える人材を養成。修了者は、弁理士試験の科目が一部免除される。	弁理士、企業・行政機関等における知財担当等
臨床心理	人間の心の問題への専門的援助ができる人材を養成。修了者は、臨床心理士資格試験の科目が一部免除される。	企業や教育機関におけるカウンセラー、医療・保健、福祉関係業務従事者等
法曹養成 (法科大学院)	専ら法曹養成（裁判官、検察官、弁護士）のための教育を行うことを目的とした専門職大学院。司法試験受験資格が得られる。	裁判官、検察官、弁護士、企業・行政機関の法務担当者等
教員養成 (教職大学院)	教員養成に特化した専門職大学院。実践的な指導力・展開力を備えた新人教員と、スクールリーダー（中核的・指導的な役割を担う教員）の養成。	専ら幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教員

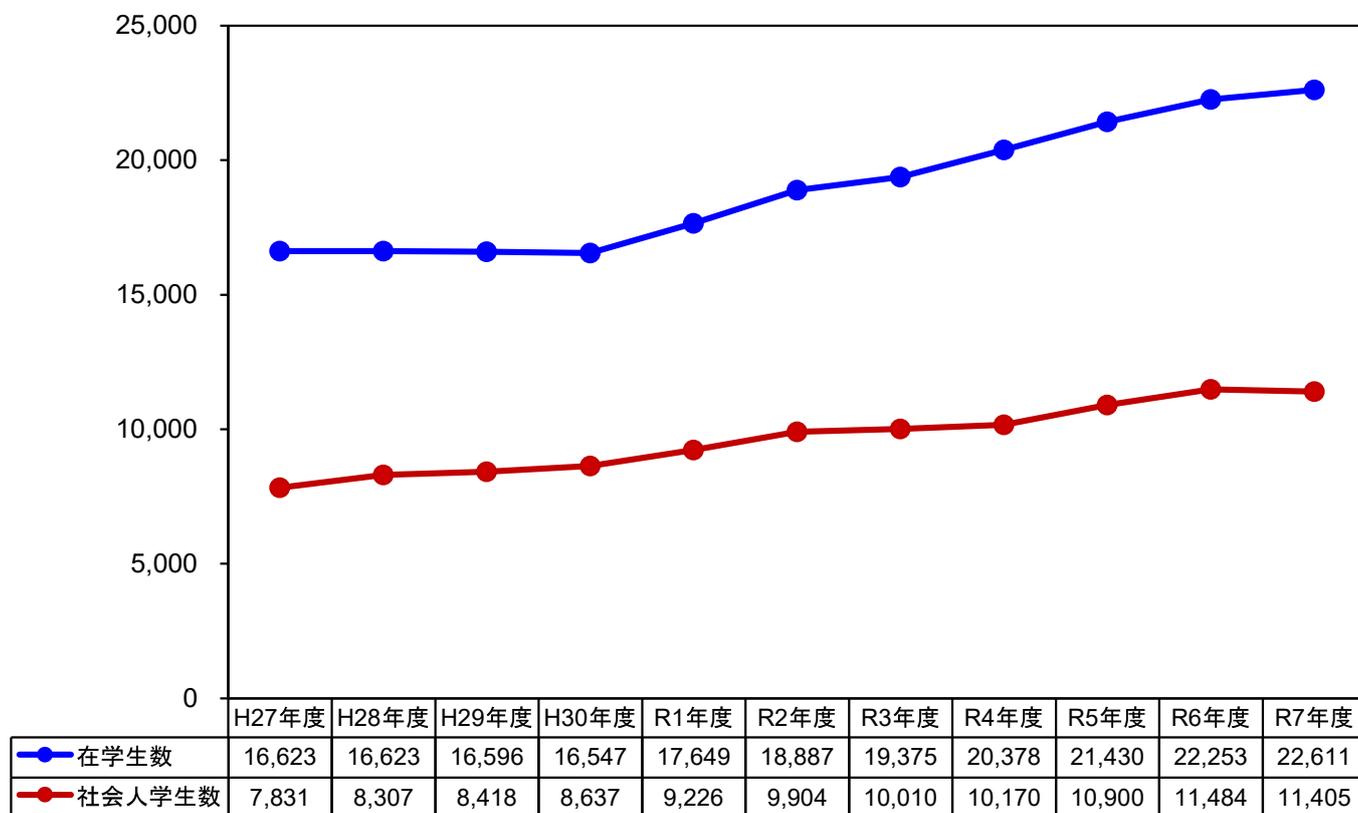
## 専門職大学院への入学者数

※令和7年5月現在

単位：人

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
<b>入学者数</b>	<b>6,883</b>	<b>6,999</b>	<b>7,033</b>	<b>7,158</b>	<b>7,797</b>	<b>8,022</b>	<b>8,369</b>	<b>9,211</b>	<b>9,077</b>	<b>9,461</b>	<b>9,433</b>
(内訳)											
ビジネス・MOT	2,274	2,397	2,300	2,532	2,464	2,662	2,749	2,888	2,786	2,683	2,653
会計	465	485	485	521	554	580	590	678	673	732	735
公共政策	300	263	276	234	264	258	240	239	246	257	244
公衆衛生	96	101	149	131	150	143	153	145	158	142	157
知的財産	82	63	39	31	31	35	36	42	45	36	31
臨床心理	106	123	115	111	123	90	90	102	99	82	79
法科大学院	2,201	1,857	1,704	1,621	1,862	1,711	1,724	1,968	1,971	2,076	2,058
教職大学院	874	1,217	1,343	1,370	1,649	1,823	1,927	2,148	2,161	2,178	2,169
その他	485	493	622	607	712	720	860	1,001	938	1,275	1,307

## 学生数の経年変化



出典：学校基本統計（学校基本調査報告書）

## 社会人学生への学修機会の提供

実際に社会で活躍する職業人に更に高度な専門性、最新の知識・技術を身に付けさせるための継続的な学修の機会を提供することも、専門職大学院の重要な役割のひとつである。

### 分野別の社会人比率（在学生数）

※令和7年5月現在  
※教職大学院（令和5年度～）、（参考）修士課程は学校基本調査より

分野	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ビジネス・MOT	88.4%	89.7%	89.2%	91.0%	88.5%	88.8%	85.3%	89.6%	90.1%	91.0%	91.5%
会計	43.6%	42.2%	40.3%	39.6%	42.4%	41.8%	39.2%	36.3%	36.3%	36.7%	38.4%
公共政策	37.5%	35.8%	38.1%	34.0%	39.7%	41.3%	35.8%	40.9%	36.8%	40.1%	39.8%
公衆衛生	74.7%	84.5%	77.6%	64.7%	78.1%	77.6%	78.4%	76.1%	71.6%	73.8%	85.8%
知的財産	43.1%	39.2%	28.1%	28.2%	30.0%	27.8%	21.5%	13.8%	16.3%	19.1%	16.9%
臨床心理	18.2%	18.6%	16.6%	14.5%	14.7%	17.4%	20.9%	26.2%	29.3%	29.7%	28.0%
法科大学院	22.1%	21.8%	22.0%	21.6%	23.8%	23.1%	23.0%	20.7%	19.7%	20.4%	19.2%
教職大学院	45.4%	47.1%	47.5%	47.9%	46.9%	43.7%	41.9%	40.0%	40.1%	40.4%	40.3%
その他	37.4%	43.3%	44.7%	43.2%	38.9%	28.1%	39.1%	36.4%	42.5%	50.1%	43.0%
合計	49.0%	51.9%	53.0%	54.0%	53.8%	52.9%	52.2%	52.1%	52.1%	53.2%	51.6%
（参考） 修士課程	12.2%	12.3%	12.3%	12.1%	11.9%	11.8%	11.3%	10.8%	10.7%	10.3%	10.3%

※「社会人」は、職に就いている者（経常的な収入を得る仕事に現に就いている者）、経常的な収入を得る仕事から既に退職した者、主婦・主夫を指す。

※「その他」の分野には「原子力」、「コミュニケーション」、「情報技術関連」、「景観」、「助産」、「広報」、「ビューティ」、「ファッション」、「教育実践」等が含まれる。

## 社会人学生が学修しやすくなるための配慮

### ① 社会人に配慮した入学者選抜の実施

社会人に対して一般とは別の選抜枠や受験科目を設けるなどの入学者選抜を実施。

### ② 勤務時間に配慮した授業時間の設定

社会人が仕事の後や休日に通学できるよう、平日夜間や土曜日に授業を実施。  
昼夜に関わらず自由に履修できる専門職大学院もある。

### ③ サテライト・遠隔授業システムの整備

仕事の後に通いやすいよう、都心にサテライトキャンパスを開設。

### ④ 短期コースの設定

社会人を対象とする場合など教育上必要があると認められるときは、短期コースの設定が可能。

### ⑤ メディアを利用して行う授業の設定

社会人が教室以外でも履修できるよう、多様なメディアを高度に利用した授業を実施。 単位：専攻

専攻分野	社会人に配慮した入学者選抜の実施	勤務時間に配慮した授業時間の設定	サテライト・遠隔授業システムの整備	短期コースの設定	メディアを利用して行う授業の設定
ビジネス・MOT [32]	32	28	24	8	21
会計 [12]	9	8	4	6	8
公共政策 [6]	6	1	1	2	2
その他 [34]	31	28	23	10	23
計 [84]	78	65	52	26	54

※令和7年5月現在。法科・教職大学院は除く。

※「その他」の分野には、「公衆衛生、臨床心理、その他（知財含む）」等が含まれる。

## 分野別認証評価（専門職大学院）

専門職大学院は、教育課程や教員組織等の教育研究活動の状況について、文部科学大臣から認証を受けた認証評価機関の評価（5年以内ごと）を受けなければならない。（学校教育法第109条第3項、学校教育法施行令第40条）

専門職大学院に対する認証評価は、専門職大学院の教育水準の向上に資するべく行われるものであり、認証評価機関は、教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況の評価を実施する。  
評価項目としては、教育課程、教員組織のほか、成績評価、修了認定、入学者選抜、管理運営、施設設備、図書等が設けられている。

## 年度別受審専攻数

※令和7年3月現在  
※追評価を除く

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
経営	1	2	12	6	6	2	3	12	8
会計	-	-	7	3	2	-	-	7	3
公共政策	1	1	2	1	1	1	1	2	1
公衆衛生	1	-	2	-	1	1	1	2	-
知的財産	-	-	1	-	-	-	-	1	-
臨床心理	3	-	1	1	1	3	-	-	1
法科大学院	2	13	23	1	1	2	11	20	1
教職大学院、学校教育	5	9	9	12	13	11	9	11	12
ファッション・ビジネス	-	-	-	-	2	-	-	-	-
ビューティビジネス	-	1	-	-	-	-	1	-	-
情報、創造技術、組込み技術、原子力	-	1	1	2	1	-	1	1	2
助産	-	-	1	-	-	-	-	1	-
環境・造園	-	-	1	-	-	-	-	1	-
教育実践	-	-	-	-	-	1	-	-	-
社会福祉	-	1	-	-	-	-	1	-	-
グローバル・コミュニケーション	-	1	-	-	-	-	1	-	-
デジタル・コンテンツ系	-	1	-	-	-	1	-	-	-
グローバル法務	-	-	-	-	-	1	-	-	-
広報・情報	-	-	-	-	-	1	-	-	-
計	13	30	60	26	28	24	29	58	28

## 認証評価機関一覧（専門職大学院認証評価）

※令和7年3月現在

分野	認証評価機関	認証日
法科大学院	公益財団法人日弁連法務研究財団	平成16年8月31日
	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	平成17年1月14日
	公益財団法人大学基準協会	平成19年2月16日
会計	特定非営利活動法人国際会計教育協会	平成19年10月12日
経営（経営管理、技術経営、ファイナンス、経営情報）	一般社団法人A B E S T 2 1 International	平成19年10月12日
経営（経営学、経営管理、国際経営、会計、ファイナンス、技術経営）	公益財団法人大学基準協会	平成20年4月8日
助産	一般財団法人日本助産評価機構	平成20年4月8日
臨床心理	公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会	平成21年9月4日
教職大学院、学校教育	一般財団法人教員養成評価機構	平成22年3月31日
公共政策	公益財団法人大学基準協会	平成22年3月31日
情報、創造技術、組込み技術、原子力	一般社団法人日本技術者教育認定機構	平成22年3月31日
ファッション・ビジネス	公益財団法人日本高等教育評価機構	平成22年3月31日
公衆衛生	公益財団法人大学基準協会	平成23年7月4日
知的財産	一般社団法人A B E S T 2 1 International	平成23年10月31日
	公益財団法人大学基準協会	平成24年3月29日
ビューティビジネス	一般社団法人専門職高等教育質保証機構	平成24年7月31日
環境・造園	公益社団法人日本造園学会	平成24年7月31日
グローバル・コミュニケーション	公益財団法人大学基準協会	平成28年3月29日
社会福祉	一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟	平成29年2月2日
デジタル・コンテンツ系	公益財団法人大学基準協会	平成29年8月24日
グローバル法務	公益財団法人大学基準協会	令和元年11月15日
広報・情報	公益財団法人大学基準協会	令和2年3月30日
教育実践	一般社団法人専門職高等教育質保証機構	令和3年5月10日

## 出願資格審査関係規定

### 青森公立大学大学院学則（抜粋）

（入学資格）

第26条 博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)～(6) 略

2 博士後期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 修士の学位を有する者

(2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者

(3) 文部科学大臣の指定した者

(4) その他研究科教授会の意見を徴した上で、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると学長が認めた者

### 青森公立大学大学院の出願資格等に係る個別資格審査要綱（抜粋）

（趣旨）

第1条 この要綱は、青森公立大学大学院履修規程（平成21年規程第101号）第1条に規定する本学大学院の目的に沿って、青森公立大学大学院の学生、科目等履修生及び聴講生の出願資格の審査について、別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

第2条～第7条 略

（博士後期課程における対象者）

第8条 大学院学則第26条第2項第4号の規定に基づき博士後期課程への出願資格を判定する場合の個別資格審査認定対象者は、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校若しくは各種学校の卒業生又は大学院博士前期課程中退者その他これらの者に類する修士の学位を有していない者で、満24歳に達しているものとする。

（出願資格申請書）

第9条 前条の資格審査を受けようとする者（以下「後期課程志願者」という。）は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 認定申請理由書 学歴、職歴、実務経験、資格、これまでの学習内容等を記載し、修士課程修了と同等以上の学力があると判断する理由が説明されているもの

(2) 卒業証明書又は修了証明書

(3) 教育機関の成績証明書、研究機関の在職証明書その他これらに相当する学習歴又は実務経験を証明できる書類

(4) 志望書 博士後期課程を志望する動機を記載したもの

(5) 研究計画書

2 前項第5号の書類は、2,000字以内で記載するものとする。

(添付書類)

第10条 後期課程志願者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める書類を前条第1項各号に掲げる書類に添付しなければならない。

(1) 研究機関において研究に従事した経歴を有している場合 当該研究に従事した機関が発行した研究歴証明書

(2) 自己の著書、論文若しくは報告書又は国家資格若しくは語学力等について自己の能力を証するものがある場合 当該著書、論文若しくは報告書又は当該自己の能力を証する書類

(審査方法)

第11条 前2条の規定により提出された書類の審査は、後期課程志願者の学習履歴及びその後の経歴が本学大学院の教育研究と整合性があるかとの観点から、学歴、経歴、免許、資格、業績及び賞等について行うものとする。

2 前項の審査において必要がある場合は、後期課程志願者に対し、書類の追加提出を求め、又は面接を行うことがある。

(審査基準)

第12条 前条の審査は、後期課程志願者の学習履歴並びにその後の経歴及び業績等を本学大学院の目的とする教育研究の専攻分野に照らして、当該後期課程志願者の能力が大学院後期課程で更に専門性の深化を目指すに当たり適切な水準に達しているかとの観点により審査する。

(出願資格認定の手続)

第13条 後期課程志願者の出願資格の認定に当たっては、前2条に規定する事項について、研究科入試委員会の審議を経て、研究科教授会で審査を行うものとする。

2 研究科長は、前項の審査の結果を学長に報告するものとする。

第14条～第24条 略

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成21年8月10日から実施する。